

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
- 国定公園の公園事業を変更した件 五九六
- 特定水産資源について知事管理漁獲可能量を定めた件 五九六
- 公有水面埋立てについて竣功を認可した件二件 五九六
- 道路の区域を変更する件二件 五九七
- 道路の供用を開始する件 五九七
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する件 五九八
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 五九九
- 徴税吏員証票を無効とする件 五九九

告 示

福島県告示第七百五十一号

自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）第九条第五項において準用する同条第四項の規定により、越後三山只見国定公園の公園事業を変更した概要は次のとおりである。

令和五年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

変更した公園事業

位置

只見川線道路（車道） 南会津郡只見町大字田

変更理由

あいよし橋等の位置変更のため

子倉地内

（自然保護課）

福島県告示第七百五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十六条第一項の規定により、まあじ及

びまいわし太平洋系群に関する令和六管理年度（令和六年一月一日から令和六年十二月三十一日まで）における知事管理漁獲可能量を次のように定めた。

令和五年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 まあじ
- 1 知事管理区分 福島県まあじ漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量
- 二 まいわし太平洋系群
- 1 知事管理区分 福島県まいわし太平洋系群漁業
- 2 配分する数量 本県に配分された都道府県別漁獲可能量（現行水準）の全量

（水産課）

福島県告示第七百五十三号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水面埋立てについて、次のとおり竣功を認可した。

令和五年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力ホールディングス株式会社
神奈川県鎌倉市津西二丁目八番十一号 代表執行役社長 小早川 智明
- 二 竣功認可の年月日
令和五年十二月十五日
- 三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十三及び二十五の地先公有水面

2 区域

別添図面のとおり

3 面積

九、九五六・九〇平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

平成二十四年四月二十日福島県指令第五百十六号

五 公有水面埋立法第二十二条第三項の市町村

大熊町

（「図面」は、省略し、その図面を福島県土木部土木総務課用地室に備え置いて縦覧に供する。）

（土木総務課用地室）

福島県告示第七百五十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二条第一項の規定により、公有水

面埋立てについて、次のとおり竣功を認可した。
令和五年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
東京都千代田区内幸町一丁目一番三号 東京電力ホールディングス株式会社
神奈川県鎌倉市津西二丁目八番十一号 代表執行役社長 小早川 智明
- 二 竣功認可の年月日
令和五年十二月十五日
- 三 埋立区域の位置、区域及び面積

1 位置

双葉郡大熊町大字夫沢字北原二十五の地先公有水面

2 区域

別添図面のとおり

3 面積

一、九〇〇・八四平方メートル

四 埋立免許の年月日及び番号

平成三十年十一月一日福島県指令第八百二二号

五 公有水面埋立法第二十二條第三項の市町村

大熊町

〔図面〕は、省略し、その図面を福島県土木部土木総務課用地室に備え置いて縦覧に供する。
(土木総務課用地室)

福島県告示第七百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道大内 会津高田 線	大沼郡会津美里町富川 字中川原二六九番地先 から 同 郡同 町永井	変更前 A 六・〇〇 二二・三・四 B 一一・〇〇 九二・〇〇	(メートル)	六一五・一 九六六・四

野字下町一八六九番一 地先まで	変更後 A 六・〇〇 二二・三・四 B 一一・〇〇 四八・二二	六一五・一 九六六・四
--------------------	---	----------------

(道路計画課)

福島県告示第七百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所で令和五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道いわ き上三坂 小野線	いわき市山田町和久二 九番二地先から 同、市山田町川中子 三二番一地先まで	変更前 七・五〇 二五・八 変更後 一四・二〇 一一二・五	(メートル)	一、〇四五・二 一、〇四五・二

(道路計画課)

福島県告示第七百五十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県会津若松建設事務所で令和五年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年十二月二十六日

福島県知事 内 堀 雅 雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
-------	---------------	---------------

県道大内会津高田線	大沼郡会津美里町富川字中川原二 六九番地先から 同 郡同 町永井野字下川原 二九三番五地先まで	令和五年十二月二十七日
-----------	--	-------------

(道路計画課)

福島県告示第七百五十八号
 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七條第一項及び第九條第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
 令和五年十二月二十六日

一 土砂災害警戒区域

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲
西手代沢	耶麻郡猪苗代町字綿場	土石流	次の図のとおり
手代山沢	同 郡同 町大字長田字中丸	土石流	
上祢次沢	同 郡同 町字五輪原	土石流	
炭焼場沢	双葉郡川内村大字上川内字原	土石流	
落合	相馬市山上字落合	土石流	
西宮下	双葉郡双葉町大字長塚字西宮下	急傾斜地の崩壊	
善能寺	同 郡同 町大字前田字善能寺	急傾斜地の崩壊	
福田迫	同 郡同 町大字長塚字福田迫	急傾斜地の崩壊	
上迫 A	同 郡同 町大字長塚字上迫	急傾斜地の崩壊	
上迫 B	同 郡同 町大字長塚字上迫	急傾斜地の崩壊	

二 土砂災害特別警戒区域

区域名	区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の範囲及び自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃
炭焼場沢	双葉郡川内村大字上川内字原	土石流	次の図のとおり
上祢次沢	同 郡同 町字五輪原	土石流	
手代山沢	同 郡同 町大字長田字中丸	土石流	
西手代沢	耶麻郡猪苗代町字綿場	土石流	
愛宕下	同 郡同 町大字目迫字愛宕下	急傾斜地の崩壊	
大畑	同 郡同 町大字前田字大畑	急傾斜地の崩壊	
本町	同 郡同 町大字新山字本町	急傾斜地の崩壊	
町西	同 郡同 町大字長塚字町西	急傾斜地の崩壊	
寺内前	同 郡同 町大字長塚字寺内前	急傾斜地の崩壊	
福田迫	同 郡同 町大字長塚字上迫	急傾斜地の崩壊	
南迫	同 郡同 町大字下羽鳥字南迫	急傾斜地の崩壊	
榎内	同 郡同 町大字上羽鳥字榎内	急傾斜地の崩壊	
西迫	同 郡同 町大字中田字西迫	急傾斜地の崩壊	
花の木	同 郡同 町大字両竹字花の木	急傾斜地の崩壊	
清戸迫	同 郡同 町大字新山字清戸迫	急傾斜地の崩壊	

〔次の図〕は、省略し、その図面を福島県土木部河川港湾総室砂防課及び当該土砂災害警戒区域又は当該土砂災害特別警戒区域を所管する福島県建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

愛宕下	同 郡同 町大字目迫字愛宕下	急傾斜地の崩壊
大畑	同 郡同 町大字前田字大畑	急傾斜地の崩壊
本町	同 郡同 町大字新山字本町	急傾斜地の崩壊
町西	同 郡同 町大字長塚字町西	急傾斜地の崩壊
寺内前	同 郡同 町大字長塚字寺内前	急傾斜地の崩壊
福田迫	同 郡同 町大字長塚字上迫	急傾斜地の崩壊
南迫	同 郡同 町大字下羽鳥字南迫	急傾斜地の崩壊
榎内	同 郡同 町大字上羽鳥字榎内	急傾斜地の崩壊
西迫	同 郡同 町大字中田字西迫	急傾斜地の崩壊
花の木	同 郡同 町大字両竹字花の木	急傾斜地の崩壊
清戸迫	同 郡同 町大字新山字清戸迫	急傾斜地の崩壊
上迫B	同 郡同 町大字長塚字上迫	急傾斜地の崩壊
上迫A	同 郡同 町大字長塚字上迫	急傾斜地の崩壊
福田迫	同 郡同 町大字長塚字福田迫	急傾斜地の崩壊
善能寺	同 郡同 町大字前田字善能寺	急傾斜地の崩壊
西宮下	双葉郡双葉町大字長塚字西宮下	急傾斜地の崩壊
落合	相馬市山上字落合	土石流

(砂防課)

福島県告示第七百五十九号

福島県収入証紙条例(昭和三十九年福島県条例第九十号)第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和五年十二月十九日次のとおり指定した。

令和五年十二月二十六日

氏名又は名称 住所

指定の有効期間

福島県知事 内堀 雅 雄

売りさばき所の名称

及び所在地

株式会社F M 郡山市芳賀三丁目 令和五年二月二十八日から

フナハシ 四三番地の一 令和一〇年九月三〇日まで

引東部台店

田村市船引町東部台

三丁目七番地

ファミリーマート田

村都路店

田村市都路町古道字

戸田平一〇五番地の

公 告

公告第二百五十六号

次の徴税吏員証票については、令和五年十二月十四日紛失した旨届出があったので、同日以降当該徴税吏員証票は無効とする。

令和五年十二月二十六日

福島県知事 内堀 雅 雄

名	称	発行年月日	番 号
徴税吏員証票		令和三年四月一日	第三九五〇号

(税務課)